



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1173 平成19年度課税調査事務業務事務職員派遣業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (税務課)
- 1174 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1175 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )
- 1176 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 1177 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
- 1178 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 ( " )
- 1179 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 1180 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 1181 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 (森林整備課)
- 1182 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 ( " )
- 1183 保安林予定森林 ( " )
- 1184 " ( " )
- 1185 昭和46年和歌山県告示第691号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 (砂防課)
- 1186 昭和53年和歌山県告示第190号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 ( " )
- 1187 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ( " )
- 1188 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)

### ○ 公安委員会告示

- 52 警備員指導教育責任者講習の実施

### ○ 選挙管理委員会告示

- 123 平成16年和歌山県選挙管理委員会告示第153号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
- 124 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第108号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
- 125 " "

126 平成18年和歌山県選挙管理委員会告示第115号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正

127 " "

### ○ 公告

入札公告 (税務課)

### ○ 諸報

入札公告 (和歌山県警察本部)

拾得物件公告 (和歌山県白浜警察署)

" (和歌山県田辺警察署)

## 告 示

### 和歌山県告示第1173号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度課税調査事務業務事務職員派遣業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

#### (1) 業務の名称

平成19年度課税調査事務業務事務職員派遣業務

#### (2) 契約期間

平成19年12月1日(土)から平成20年3月31日(月)まで

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成19年10月12日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市民税を滞納していない者であること。
- (5) 過去2年間に、国、地方公共団体等とほぼ同種、同規模の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 和歌山県内に本社又は本店及び事業所を有する者で

あること。

- (7) この競争入札執行の1年前から引き続き労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の許可を受けている者であること。

- (8) Windows系パソコン及びMicrosoft-Officeのビジネスソフト(ワード及びエクセル)の基本操作ができる職員を派遣できる者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配付方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課税する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては直近1年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 2の(5)に掲げる実績を有することを証明する書面

コ 2の(7)に掲げる業務の許可証の写し

サ 委任状(申請者が代理人を選定した場合)

ただし、資格審査申請時点で和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿に登録されている者にあっては、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、イからケまでの書類の提出を省略することができる。

- (2) (1) のア、イ、オ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年10月12日(金)から平成19年10月21日(日)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配付を行う。また、これらの用紙は、和歌山県総務部総務管理局税務課

のホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年10月26日(金)までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 4 資格審査説明会の場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階総務事務集中課入札室

#### (2) 日時

平成19年10月22日(月)午前11時から

### 5 資格審査書類の受付期間及び受付場所

平成19年10月22日(月)から平成19年10月26日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

### 6 資格審査書類の配付の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183(直通)

ファクシミリ番号 073-423-1192

### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

### 8 資格審査の結果

資格審査申請者には、競争入札資格結果通知書を平成19年11月6日(火)までに郵送により送付する。

### 9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成19年11月12日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明による回答については、平成19年11月16日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第1174号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定<br>番 号   | 名 称  | 所 在 地       | 指 定<br>年 月 日  |
|--------------|------|-------------|---------------|
| 有市医<br>52-19 | 萬谷医院 | 有田市宮崎町237番地 | 平成<br>19.10.2 |

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第1175号

| 届出者の名称      | 主たる事務所の<br>所 在 地 | 指定事業所の<br>名 称 | 指定事業所の<br>所 在 地                | サービスの<br>種 類      | 廃 止<br>年 月 日  |
|-------------|------------------|---------------|--------------------------------|-------------------|---------------|
| 株式会社五条メディカル | 和歌山市十番丁56        | 訪問介護事業所アイビス   | 有田郡有田川町水尻108<br>1-18 メゾン花園2-A号 | 訪問介護・介護<br>予防訪問介護 | 平成<br>19.9.10 |
| 株式会社五条メディカル | 和歌山市十番丁56        | 居宅介護支援事業所アイビス | 有田郡有田川町水尻108<br>1-18 メゾン花園2-A号 | 居宅介護支援            | 平成<br>19.9.20 |

## 和歌山県告示第1176号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 申請者の名称            | 主たる事務所の<br>所 在 地  | 指定事業所の<br>名 称 | 指定事業所の<br>所 在 地 | サービスの<br>種 類      | 指 定<br>年 月 日  |
|-------------------|-------------------|---------------|-----------------|-------------------|---------------|
| 株式会社はるか           | 紀の川市名手市場1549-1    | ケアステーションはるか   | 紀の川市東国分353-20   | 訪問介護・介護<br>予防訪問介護 | 平成<br>19.9.1  |
| 医療法人久生会           | 海南市名高506-4        | デイサービスつどいの家   | 海南市且来646        | 通所介護・介護<br>予防通所介護 | 平成<br>19.9.10 |
| 株式会社ケーエムエンタープライス  | 橋本市紀見ヶ丘2-10-2     | 介護サービスさくら     | 橋本市東家6-1-1 後藤ビル | 訪問介護・介護<br>予防訪問介護 | 平成<br>19.6.1  |
| 有限会社ケアコーディネイトうさがわ | 東牟婁郡那智勝浦町宇久井139-2 | 通所介護事業所はるかぜ   | 東牟婁郡那智勝浦町宇久井271 | 通所介護・介護<br>予防通所介護 | 平成<br>19.9.21 |

## 和歌山県告示第1177号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業者<br>番 号 | 申請者の名称           | 主たる事務所の<br>所 在 地                  | 代表者の氏名 | 事業所の<br>名 称             | 事業所の所在地                           | サービスの<br>種 類      | 廃 止<br>年 月 日  |
|--------------|------------------|-----------------------------------|--------|-------------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------|
| 3071000354   | 有限会社オルソ          | 橋本市市脇一丁目<br>45番地2                 | 岡田まさ代  | 通所介護おかだ                 | 橋本市市脇一丁目4<br>5番地2                 | 通所介護・介護<br>予防通所介護 | 平成<br>19.8.1  |
| 3070101989   | 有限会社ドレミ          | 和歌山市秋月155<br>番地の1 フォー<br>レス乙井107号 | 田平郁夫   | 訪問介護ドレミ                 | 和歌山市秋月155番<br>地の1 フォーレス<br>乙井107号 | 訪問介護・介護<br>予防訪問介護 | 平成<br>19.8.31 |
| 3070105576   | 特定非営利活動法人咲きやグループ | 和歌山市津秦字畑<br>板168番地9               | 高橋純代   | 特定非営利活動法人咲きやグループ訪問介護事業所 | 和歌山市津秦字畑<br>板168番地9               | 訪問介護・介護<br>予防訪問介護 | 平成<br>19.9.1  |
| 3071201275   | NPO法人あーきてくと      | 岩出市湯窪82                           | 藤平増夫   | ケアセンターぬくもり              | 岩出市湯窪82                           | 訪問介護・介護<br>予防訪問介護 | 平成<br>19.9.1  |

|            |              |                       |      |           |                       |        |           |
|------------|--------------|-----------------------|------|-----------|-----------------------|--------|-----------|
| 3070101104 | 有限会社愛光福祉サービス | 和歌山市小野町3-20 コーポ小野町203 | 橋本脩  | 愛光福祉サービス  | 和歌山市小野町3-20 コーポ小野町203 | 居宅介護支援 | 平成19.9.1  |
| 3071200129 | 有限会社J・M・S    | 紀の川市貴志川町長山26番地        | 西田雅代 | 有限会社J・M・S | 紀の川市貴志川町長山26番地        | 居宅介護支援 | 平成19.9.12 |

## 和歌山県告示第1178号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業者番号    | 氏名<br>(法人の場合にあっては、申請者の名称) | 住所<br>(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) | 法人の場合にあっては、代表者の氏名 | 事業所の名称           | 事業所の所在地   | サービスの種類 | 指定年月日<br>(指定の有効期間の満了の日) |
|------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|------------------|-----------|---------|-------------------------|
| 3070106129 | 特定非営利活動法人たいさんぼく           | 和歌山市満屋260                     | 芹生登美              | デイサービスセンターたいさんぼく | 和歌山市満屋260 | 通所介護    | 平成19.10.1<br>平成25.9.30  |

## 和歌山県告示第1179号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業者番号    | 氏名<br>(法人の場合にあっては、申請者の名称) | 住所<br>(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) | 法人の場合にあっては、代表者の氏名 | 事業所の名称        | 事業所の所在地         | サービスの種類       | 指定年月日<br>(指定の有効期間の満了の日) |
|------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|---------------|-----------------|---------------|-------------------------|
| 3070105964 | 社会福祉法人和歌山市仏教厚生会           | 和歌山市下和佐346-1                  | 中谷幸子              | ヘルパーステーション和光院 | 和歌山市下和佐346-1    | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.10.1<br>平成25.9.30  |
| 3070106186 | 株式会社サニーサイド                | 和歌山市新堀東2丁目9番11号               | 山本安世              | サニーサイドケア      | 和歌山市新堀東2丁目9番11号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.10.1<br>平成25.9.30  |
| 3070106160 | 有限会社Garden life           | 和歌山市有本685-1                   | 田中拓志              | 訪問介護サービス実りの花  | 和歌山市狐島510番地     | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.10.1<br>平成25.9.30  |
| 3071000701 | 有限会社エポック                  | 橋本市賢堂1035番地                   | 大里孝子              | エポック          | 橋本市御幸辻173-1     | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.10.1<br>平成25.9.30  |
| 3072200771 | 株式会社ライフサポートゆにおん           | 田辺市新庄町110-1                   | 浦まりあ              | ケアサポート・ゆにおん   | 田辺市新庄町110-1     | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.10.1<br>平成25.9.30  |
| 3070106111 | 株式会社みのり                   | 和歌山市吐前263番地の1                 | 寺本卓二              | デイサービスセンターわをん | 和歌山市吐前263番地の1   | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成19.10.1               |

|            |                 |                   |      |               |               | 護                                       | 〔平成<br>25.9.30〕          |
|------------|-----------------|-------------------|------|---------------|---------------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 3070105980 | 社会福祉法人和歌山市仏教厚生会 | 和歌山市下和佐46-1       | 中谷幸子 | 養護老人ホーム和光院    | 和歌山市下和佐46-1   | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護             | 平成19.10.1<br>〔平成25.9.30〕 |
| 3070106152 | 株式会社ライフビース      | 和歌山市有本298-4       | 生駒隆志 | 株式会社ライフビース    | 和歌山市有本298-4   | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 | 平成19.10.1<br>〔平成25.9.30〕 |
| 3070106137 | 野上木工株式会社        | 海南市船尾364番地        | 野上正  | ヤマヨ家具ランド貸与事業所 | 和歌山市毛見1437番地  | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 | 平成19.10.1<br>〔平成25.9.30〕 |
| 3070106145 | 有限会社アーク         | 和歌山市秋月198-6       | 田原久一 | たわら家          | 和歌山市秋月198-6   | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 | 平成19.10.1<br>〔平成25.9.30〕 |
| 3070106178 | 株式会社コメリ         | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧雄一郎 | パワー和歌山IC店     | 和歌山市小豆島院田53-1 | 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売                   | 平成19.10.1<br>〔平成25.9.30〕 |

## 和歌山県告示第1180号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事

業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号    | 申請者の名称       | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 | 事業所の名称   | 事業所の所在地       | サービスの種類              | 指定年月日<br>〔指定の有効期間の満了の日〕  |
|------------|--------------|-----------------|--------|----------|---------------|----------------------|--------------------------|
| 3070106103 | 株式会社パソナスパークル | 大阪府大阪市北区芝田1-1-4 | 田村啓一   | よっといで三木町 | 和歌山市南材木丁2丁目14 | 居宅介護支援・通所介護・介護予防通所介護 | 平成19.10.1<br>〔平成25.9.30〕 |

## 和歌山県告示第1181号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

和歌山市、紀の川市、白浜町、那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## (2) 期間

平成19年10月12日から平成20年3月31日まで

## 2 森林病虫害の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

平成19年8月1日から平成19年9月30日までの間に1の

- (1) の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1182号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

御坊市、美浜町、みなべ町、印南町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成19年10月12日から平成20年3月31日まで

## 2 森林病虫害の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

## 4 命令をしようとする理由

平成19年8月27日から平成19年9月30日までの間に1の

- (1) の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費

用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

## 和歌山県告示第1183号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字古屋字瀧谷383から385まで、385の15から385の18まで、386、387
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀧谷385・385の15から385の18まで・386・387  
(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1184号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町小森川字奥番454、460

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1185号

昭和46年和歌山県告示第691号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

ココリ谷急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

## 和歌山県告示第1186号

昭和53年和歌山県告示第190号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

岡ノ鼻急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

## 和歌山県告示第1187号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 新屋敷4地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱6号と標柱7号を結ぶ線は県道太地港下里線との官民境界、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡市   | 町村  | 大字 | 字   | 地番     | 備考 |
|------|------|-----|----|-----|--------|----|
| 1号   | 東牟婁郡 | 太地町 | 太地 | 清涼庵 | 3415番8 |    |
| 2号   | "    | "   | "  | 寄子路 | 3319番  |    |
| 3号   | "    | "   | "  | "   | "      |    |
| 4号   | "    | "   | "  | 楠木谷 | 2802番1 |    |
| 5号   | "    | "   | "  | 寄子路 | 3320番1 |    |
| 6号   | "    | "   | "  | "   | 3321番  |    |
| 7号   | "    | "   | "  | "   | 3320番2 |    |

- 2 清水地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱5号と標柱6号を結ぶ線は県道美里龍神線との官民境界、その他の各標柱を結ぶ線

は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱<br>番号 | 郡市  | 町村   | 大字 | 字  | 地番     | 備考 |
|----------|-----|------|----|----|--------|----|
| 1号       | 有田郡 | 有田川町 | 清水 | 中嶋 | 1308番3 |    |
| 2号       | "   | "    | "  | "  | 1308番1 |    |
| 3号       | "   | "    | "  | "  | "      |    |
| 4号       | "   | "    | "  | "  | 1296番1 |    |
| 5号       | "   | "    | "  | "  | 1293番2 |    |
| 6号       | "   | "    | "  | "  | 1310番  |    |
| 7号       | "   | "    | "  | "  | 1308番3 |    |

### 3 串本地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱<br>番号 | 郡市   | 町村  | 大字 | 字         | 地番     | 備考 |
|----------|------|-----|----|-----------|--------|----|
| 1号       | 東牟婁郡 | 串本町 | 串本 | 大洞生       | 667番7  |    |
| 2号       | "    | "   | "  | "         | "      |    |
| 3号       | "    | "   | "  | 西之岡<br>生  | 742番   |    |
| 4号       | "    | "   | "  | "         | 706番   |    |
| 5号       | "    | "   | "  | 串本谷<br>生  | 578番   |    |
| 6号       | "    | "   | "  | 岡之鼻       | 808番2  |    |
| 7号       | "    | "   | "  | "         | 818番   |    |
| 8号       | "    | "   | "  | ココリ<br>谷生 | 786番   |    |
| 9号       | "    | "   | "  | "         | 790番1  |    |
| 10号      | "    | "   | "  | 五輪ヶ<br>谷  | 1152番1 |    |
| 11号      | "    | "   | "  | "         | 1150番1 |    |

### 和歌山県告示第1188号

和歌山県警察情報管理単体パソコン賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察情報管理単体パソコン賃貸借 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

#### 3 落札者を決定した日

平成19年9月10日

#### 4 落札者の氏名及び所在地

東芝ファイナンス株式会社

東京都中央区銀座五丁目2番1号

#### 5 落札金額

32,457,600円（うち消費税及び地方消費税の額1,545,600円）

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年7月31日

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第52号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年10月12日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

#### 1 講習の区分、期間、場所及び定員

| 講習区分                                | 講習期間                                           | 場所                       | 定員  |
|-------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------|-----|
| 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。） | 平成19年12月3日（月）から平成19年12月10日（月）までの土曜日及び日曜日を除く6日間 | 和歌山市手平2丁目1番2号<br>和歌山ビッグ愛 | 10名 |

#### 2 講習の対象者

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの

- （1）最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を



受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### 3 受講を希望する者の手続

#### (1) 事前申出受付

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、平成19年11月5日（月）から平成19年11月7日（水）までの午前10時から午後5時までの間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

#### (2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

### 4 受講申込書等の提出に関する手続

#### (1) 提出方法等

3により事前申出を受け付けされた者は、平成19年11月14日（水）から平成19年11月16日（金）までの午前7時から午後5時までの間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（代理人による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

#### ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの）をちょう付すること。

イ 2に掲げる要件に該当する者であることを証明する

次に掲げる書類

#### (ア) 2の(1)に該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2の(1)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書 各1通

#### (イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

#### (ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

#### (エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

#### (オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

### (2) 手数料

38,000円（手数料は、和歌山県証紙により納付すること。）

### 5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

### 6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西丁丁36番地）に委託して実施する。

### 7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号：073-423-0110（内線3027・3028）

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成16年

平成 19 年 10 月 12 日 (金曜日)

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男  
別冊の政治団体の収支報告書（平成15年分）の要旨（そ

|         |
|---------|
| 259,040 |
| 259,040 |

259,040

に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男  
別冊の政治団体の収支報告書（平成16年分）の要旨（政

|            |
|------------|
| 73,223,292 |
| 3,660,000  |
| 69,563,292 |
| 53,898,748 |
| 523,200    |
| (253人)     |
| 30,540,000 |
| 30,540,000 |
| 4,310,000  |
| 26,030,000 |
| 200,000    |
|            |
|            |
|            |
|            |
| 38,500,000 |
| 92         |
| 17,171,339 |
| 2,766,351  |
| 791,869    |
| 6,346,516  |
| 7,266,603  |

|            |
|------------|
| 74,483,292 |
| 3,660,000  |
| 70,823,292 |
| 55,158,748 |
| 523,200    |
| (253人)     |
| 31,800,000 |
| 31,800,000 |
| 4,940,000  |
| 26,660,000 |
| 200,000    |
|            |
|            |
|            |
|            |
| 38,500,000 |
| 92         |
| 18,431,339 |
| 2,766,351  |
| 791,869    |
| 6,346,516  |
| 8,526,603  |

に訂正し、収入の内訳（平

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 宮本一郎            | 2,000,000円 |
| を 長谷克己          | 630,000円   |
| ＜法人その他の団体からの寄付＞ |            |

東京都新宿区  
新宮市

「日特建設㈱」 120,000円 大阪市北区  
年間5万円以下のもの 1,370,000円

|            |            |       |     |
|------------|------------|-------|-----|
| 日特建設㈱      | 120,000円   | 大阪市北区 | に訂正 |
| 北村鉄工建設㈱    | 630,000円   | 湯浅町   |     |
| 年間5万円以下のもの | 1,370,000円 |       |     |

する。

## 和歌山県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第108号（政治団体の収支報告書

の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成19年10月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男  
別冊の政治団体の収支報告書（平成16年分）の要旨（そ

の他の政治団体)の表世耕弘成田辺支部の欄中

を

に訂正する。

## 和歌山県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成18年和歌山県選挙管理委員会告示第115号（政治団体の収支報告書

の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成19年10月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男  
別冊の政治団体の収支報告書（平成17年分）の要旨（政

党)の表自由民主党和歌山県第三選挙区支部の欄中

を

に訂正し、収入の内訳（平

|            |
|------------|
| 22,370,660 |
| 10,314,202 |
| 839,568    |
| 6,906,987  |
| 4,309,903  |

|            |
|------------|
| 24,386,660 |
| 10,314,202 |
| 839,568    |
| 6,906,987  |
| 6,325,903  |

平成17年分) [政党の支部] 自由民主党和歌山県第三選挙区支部の項中

|                     |                        |       |   |                                             |                                                |                   |        |
|---------------------|------------------------|-------|---|---------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------|--------|
| 「五味豊二<br>年間5万円以下のもの | 50,000円<br>260,000円    | 東京都港区 | を | 「五味豊二<br>長谷克己<br>年間5万円以下のもの                 | 50,000円<br>630,000円<br>260,000円                | 東京都港区<br>新宮市      | に、     |
| 「株崎山組<br>年間5万円以下のもの | 120,000円<br>1,500,000円 | 御坊市   | を | 「株崎山組<br>北村鉄工建設(株)<br>中紀バス(株)<br>年間5万円以下のもの | 120,000円<br>630,000円<br>756,000円<br>1,500,000円 | 御坊市<br>湯浅町<br>由良町 | に訂正する。 |

## 和歌山県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成18年和歌山県選挙管理委員会告示第115号(政治団体の収支報告書

の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成19年10月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男  
別冊の政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨(そ

の他の政治団体)の表世耕弘成田辺支部の欄中

|         |
|---------|
| 215,760 |
| 215,760 |
| -----   |
|         |

を

|         |
|---------|
| 215,760 |
| 215,760 |
| -----   |
|         |

に訂正する。

## 公 告

## 入 札 公 告

平成19年度課税調査事務業務事務職員派遣業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成19年度税第1号

(2) 調達役務の名称

平成19年度課税調査事務業務事務職員派遣業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県税事務所が指定する場所

(5) 履行期間

平成19年12月1日(土)から平成20年3月31日(月)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年度和歌山県告示第1173号に規定する平成19年

度課税調査事務業務事務職員派遣業務入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階  
和歌山県総務部総務管理局税務課  
電話 073-441-2183（直通）

(2) 期間

平成19年10月12日（金）から平成19年10月19日（金）  
までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県  
条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時か  
ら午後4時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して  
質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を  
行うものとし、その後は平成19年10月26日（金）午後4  
時までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して  
書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対  
して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質  
問を行うものとする。その後は平成19年10月26日（金）  
午後4時までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に  
対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものと  
する。

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館1階総務事務集中課入札室

(2) 日時

平成19年10月22日（月）午前11時から

7 競争入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年11月21日（水）午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本  
県より競争入札の参加資格があることを確認された旨  
の通知書の写しを持参することとする。

(3) この入札は、持参によって行うものとし、郵便及び  
電信による提出は認めないものとする。

8 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額  
に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切  
り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をも  
って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わ  
ず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を  
入札書に記載すること。

9 入札書の無効

本公告に示した競争入札資格のない者及び競争入札参  
加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札  
並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札  
は、無効とする。

なお、本県より競争入札資格のある旨確認された者で  
あっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期  
間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした  
入札は無効とする。

10 入札執行の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載す  
るとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局税  
務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌  
山県規則第28号）第102条の規定に基づく予定価格の制  
限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を  
落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある  
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を  
決定するものとする。この場合において、当該入札者  
のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者が  
あるときは、この者に代わって当該入札事務に関係の  
ない和歌山県総務部総務管理局税務課の職員にくじを  
引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札  
がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合に  
おいて、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回ま  
でとする。

11 契約書の要否

## 要

- 12 契約書の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

## 13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県総務部総務管理局税務課

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183（直通）

ファクシミリ番号 073-423-1192

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 諸 報

## 入 札 公 告

地図自動検索システムのデータ更新委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年10月12日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成19年度

## (2) 委託業務の名称及び数量

地図自動検索システムのデータ更新業務 一式

## (3) 委託業務の契約期間

平成19年12月1日から平成20年3月31日までの間

## (4) 委託業務の仕様等

地図データ修正業務仕様書による。

## (5) 入札金額

総額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」及び「ハードウェア保守」に登録されている者であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していな

い者、若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

- (3) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

- (4) 地方公共団体との間で、この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に数件以上締結し、適正に履行した実績があること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課

## (2) 期間

平成19年10月12日（金）から平成19年10月19日（金）

までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）の定める休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）に対して平成19年10月19日（金）午後4時までに書面により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 通信指令室内会議室

## (2) 日時

平成19年10月17日（水）午後2時

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

5の(1)に同じ。

## イ 入札日時

平成19年10月29日（月）午前10時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、次に掲げる書類を持参するものとする。

なお、アの用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとする。

ア 競争入札参加申込書

イ 2の(1)に掲げる資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 2の(4)を証明する契約書の写し

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

9 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、地域指導課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない地域指導課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

10 契約書作成の要否

要

11 契約の締結における議会の議決の要否

否

12 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年10月12日

和歌山県白浜警察署長 瀧 川 泰 弘

| 物 件<br>(種別及び数量) | 拾得年月日         | 拾得の場所        |
|-----------------|---------------|--------------|
| 裸金455,000円      | 平成<br>19年9月7日 | 白浜町<br>(施設内) |

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年10月12日

和歌山県田辺警察署長 中 村 佳 澄

| 物 件<br>(種別及び数量)       | 拾得年月日          | 拾得の場所           |
|-----------------------|----------------|-----------------|
| 現金120,000円<br>(封筒に在中) | 平成<br>19年9月12日 | 田辺市中万呂<br>(施設内) |